美術品納税猶予税額の計算書

被相続人	
寄託相続人	

この計算書は、相続税の修正申告において、寄託相続人に該当する人が特定の美術品についての納税猶予税額（美術品納税猶予税額）を算出するために使用します。

第8の5表（修正申告用）（平成31年4月分以降用）

1　美術品納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

(1)「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算

区分	㋑ 修正前の課税額	㋺ 修正申告額	㋩ 修正する額（㋺－㋑）
①　寄託相続人の第８の５表の付表のＡ欄の金額（第８の５表の付表が２以上ある場合は、その合計額）	円	円	円
②　寄託相続人に係る債務及び葬式費用の金額（修正申告書第１表のその人の③欄の金額）			
③　寄託相続人が相続又は遺贈により取得した財産の価額（寄託相続人の修正申告書第１表の（①＋②）（又は第３表・第８表２の１の①欄）の金額			
④　控除未済債務額（①＋②－③）の金額（**赤字の場合は０**）			
⑤　特定価額（①－④）（**1,000 円未満切捨て**）（**赤字の場合は０**）	,000	,000	,000
⑥　特定価額の 20%に相当する金額（⑤×20%）（**1,000 円未満切捨て**）	,000	,000	,000
⑦　寄託相続人以外の相続人等の課税価格の合計額（寄託相続人以外の者の修正申告書第１表の⑥欄（又は修正申告書第３表・第８表２の１の⑥欄）の金額の合計）	,000	,000	,000
⑧　基礎控除額（第２表の ㋭欄の金額）	,000,000	,000,000	,000,000
⑨　特定価額に基づく課税遺産総額（⑤＋⑦－⑧）	,000	,000	,000
⑩　特定価額の 20%に相当する金額に基づく課税遺産総額（⑥＋⑦－⑧）	,000	,000	,000

(2)「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算（修正申告額）

⑪ 法定相続人の氏名	⑫ 法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算 ⑬法定相続分に応ずる取得金額（⑨×⑫）	⑭相続税の総額の基礎となる税額（第２表の「速算表」で計算します。）	特定価額の 20%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算 ⑮法定相続分に応ずる取得金額（⑩×⑫）	⑯相続税の総額の基礎となる税額（第２表の「速算表」で計算します。）
		円 ,000	円	円 ,000	円
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
法定相続分の合計	1	⑰相続税の総額（⑭の合計額）	00	⑱相続税の総額（⑯の合計額）	00

（注）１　③欄の「修正申告書第１表の（①＋②）」の金額は、寄託相続人が租税特別措置法第 70 条の６第１項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける場合は、「修正申告書第３表・第８表２の１の①欄」の金額となります。また、⑦欄の「修正申告書第１表の⑥欄」の金額は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第 70 条の６第１項の規定による農地等について納税猶予及び免除等の適用を受ける人がいる場合は、「修正申告書第３表・第８表２の１の⑥欄」の金額となります。

２　⑪及び⑫欄は第２表の「④法定相続人」の「氏名」欄及び「⑤左の法定相続人に応じた法定相続分」欄からそれぞれ転記します。

2　美術品納税猶予税額の計算

区分	㋑ 修正前の課税額	㋺ 修正申告額	㋩ 修正する額（㋺－㋑）
①　（寄託相続人の修正申告書第１表の（⑱＋⑳－⑫））の金額	円	円	円
②　特定価額に基づく寄託相続人の算出税額（１の⑰×１の⑤／１の（⑤＋⑦））			
③　特定価額に基づき相続税額の２割加算が行われる場合の加算金額（②×20%）			
ａ　（②＋③－寄託相続人の修正申告書第１表の⑫）の金額（**赤字の場合は０**）			
④　特定価額の 20%に相当する金額に基づく寄託相続人の算出税額（１の⑱×１の⑥／１の（⑥＋⑦））			
⑤　特定価額の 20%に相当する金額に基づき相続税額の２割加算が行われる場合の加算金額（④×20%）			
ｂ　（④＋⑤－寄託相続人の修正申告書第１表の⑫）の金額（**赤字の場合は０**）			
ｃ　寄託相続人の修正申告書第１表の⑥欄に基づく算出税額（その人の修正申告書第１表の（⑨（又は⑩）＋⑪－⑫））（**赤字の場合は０**）			
⑥　（①＋ａ－ｂ－ｃ）の金額（**赤字の場合は０**）			
⑦　（ａ－ｂ－⑥）の金額（**赤字の場合は０**）			
⑧　特定美術品が２以上ある場合の特定美術品ごとの美術品納税猶予税額（注２参照）			
イ　（特定美術品の名称）＿＿＿＿＿＿に係る美術品納税猶予税額（⑦×イの特定美術品に係る価額／１の①）（**100 円未満切捨て**）	00	00	00
ロ　（特定美術品の名称）＿＿＿＿＿＿に係る美術品納税猶予税額（⑦×ロの特定美術品に係る価額／１の①）（**100 円未満切捨て**）	00	00	00
ハ　（特定美術品の名称）＿＿＿＿＿＿に係る美術品納税猶予税額（⑦×ハの特定美術品に係る価額／１の①）（**100 円未満切捨て**）	00	00	00
⑨　**美術品納税猶予税額**（⑦の金額（**100 円未満切捨て**）（**又は⑧の金額の合計額**））（注３参照）	A 00	A 00	00

（注）１　ｃ欄の算式中の「修正申告書第１表の⑨」の金額について、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第 70 条の６第１項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける人がいる場合は、「修正申告書第１表の⑩」の金額とします。

２　⑧欄について、特定美術品が１のみの場合は、⑧欄の記入は行わず、⑦欄の金額を⑨欄に記入します（**100 円未満切捨て**）。なお、イからハまでの各欄の算式中の「特定美術品に係る価額」とは第８の５表の付表の「２　特定美術品の明細」のＡ欄の金額をいいます。また、特定美術品が４以上ある場合は、適宜の用紙に特定美術品ごとの特定美術品に係る美術品納税猶予税額を記載し添付してください。

３　⑨欄の金額を寄託相続人の修正申告書第８の８表の「美術品納税猶予税額⑥」欄に転記します。なお、寄託相続人が他の相続税の納税猶予等の適用を受ける場合は、⑨欄のＡ欄の金額によらず、修正申告書第８の７表の㉓欄の金額を寄託相続人の修正申告書第８の８表の「美術品納税猶予税額⑥」欄に転記します。

※税務署整理欄	入力		確認			